

株式会社PRO HOLDINGS
定款

令和8年3月26日 変 更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社PRO HOLDINGSと称し、英文では、PRO HOLDINGS Co., Ltdと表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 電気工事業、電気通信工事業、消防施設工事業並びに機械器具設置工事業の請負、設計、施工、保守及び監理
2. 建築工事業、水道施設工事業並びに清掃施設工事業の請負、設計、施工、保守及び監理
3. 太陽光発電システム等の省エネルギー機器の販売、設計、施工、保守及び管理
4. 電気業、熱供給業及び農業
5. 消防法に基づく消防用設備等の保守点検及び法定点検の受託
6. マンション管理適正化法に基づくマンション管理業
7. ビル、マンション及びその他各種施設の維持管理、清掃、機械警備並びに保守点検業務
8. コンピューター、複合機、電話機等の事務用機器及び通信機器の販売、賃貸、保守及び管理
9. 防犯カメラ、監視システム、防災システム、その他防犯機器の企画、開発、製造、販売、保守、輸出入及び賃貸
10. 家庭用電気製品、空調設備機器及び住宅設備機器の販売、設置、保守及び管理
11. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
12. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
13. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
14. 介護保険法に基づく介護予防支援事業
15. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
16. 訪問看護事業
17. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

18. 保育所の運営
19. 各種資格取得のための講習会、教室の運営による教育事業
20. 高齢者・障害者等を賃借人又は転借人とする不動産の賃貸・転貸及びそのコンサルティング事業
21. 高齢者・障害者等の身元保証・身元引取及びその代行業
22. 高齢者・障害者等の日常生活サポート事業
23. 高齢者・障害者等のエンディングサポート事業
24. 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）
25. 前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を広島県福山市に置く。

（機関構成）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、41,000,000株とする。

（自己の株式の取得）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれに招集し、議長となる。

- ② 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部

について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の会社に対する責任の免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(非業務執行取締役の会社に対する責任の制限)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定め

る金額とする。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任方法)

第32条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の会社に対する責任の免除)

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(監査役の会社に対する責任の制限)

第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める金額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議により、毎年4月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

② 未払いの配当金には利息をつけないものとする。

附則

(電子提供措置等の効力発生時期)

第1条 第15条(電子提供措置等)の規定は、当社が振替株式(「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式をいう。)を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は、第15条に係る効力発生日をもって自動的に削除されるものとする。

(株式分割の基準日)

第2条 2026年4月9日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、2026年4月11日付株式分割により株式の割当てを受けることができる株主とする。なお、本附則は、上記株式分割の効力発生後削除する。

以上は、当社の現行定款に相違ありません。

令和8年3月26日

広島県福山市南蔵王町六丁目18番40号

株式会社PRO HOLDINGS

代表取締役 永井健三